平成22年度定期監查(10)(建築工事)監查結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査(10)を下記の とおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成22年12月9日から平成23年2月3日までの間において実日数4日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成22年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成22年度の建築工事が、地方自治法第2条第14項および第15項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施をした。

(3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支 払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

更に、以下の視点を重点にして監査を行った。

- ア事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。
- イ 設計図書の作成は適切に行われているか。また、環境等への配慮はされているか。
- ウ 施設利用者、児童への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行 われているか。
- エ 設計図書にそって施工が適正、的確に行われているか。
- オ 工事関係書類の確認および監督(監理)は、適切に行われているか。

(4) 監査対象施設および工事

- ア 練馬区立田柄特別養護老人ホーム等 [練馬区田柄四丁目 12 番 10 号] 大規模改修工事、同電気設備工事、同機械設備工事、同工事監理業務委託
- イ 練馬区立豊玉南小学校 [練馬区豊玉南二丁目 14番1号] 校舎等改築工事、同電気設備工事、同太陽光発電設備工事、同機械設備 工事、同工事監理業務委託

(5) 監査対象部課

- ア総務部施設管理課
- イ 健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課
- ウ 教育委員会事務局学校教育部施設給食課

2 監査の結果適正に行われていた。